

お忘れではありませんか？

あなたの郵便貯金・簡易生命保険

郵政民営化まえの平成19年9月30日までに郵便局にお預けいただいた

定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等はありませんか？まだお受取りになられていない簡易生命保険はありませんか？

満期のお知らせは届いていますか？

お引越し等に伴う住所変更の手続きがされていないと、

重要なお知らせをお届けできないことがございます。

■郵便物等についての転居届とは別に、郵便貯金及び簡易生命保険契約について、それぞれ住所変更等のお手続きが必要です。

■最寄りの郵便局の窓口または、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の各店舗でお手続きが可能です。なお、簡易生命保険契約については、かんぽ生命のホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)からもお手続きが可能です。

詳しくは下記コールセンター又は郵便局まで。

郵便貯金に関するお問い合わせは、

ゆうちょコールセンター 0120-108420 (通話料無料)

※お客さまの個別のお取引や残高等に関する内容については、郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行にてお問い合わせください。
受付時間：平日／8:30～21:00、土・日・休日／9:00～17:00 (12月31日～1月3日は、9:00～17:00)
※携帯電話・PHS等からもご利用いただけます。※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

簡易生命保険に関するお問い合わせは、

かんぽコールセンター 0120-552-950 (通話料無料)

※満期保険金のご請求手続は、一定の条件のもと、満期日の3か月前から受け付けできますので、お早めの手続きをお願いします。
受付時間：平日／9:00～21:00、土・日・休日／9:00～17:00 (1月1日～1月3日を除きます)
※携帯電話・PHS等からもご利用いただけます。※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

※民営化(平成19年10月1日)前にご契約された定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、簡易生命保険は、政府保証付で当機構が承継しております。

【郵便貯金イメージ】



注) 郵政民営化以後にお預け入れいただいた貯金は、旧郵便貯金法による権利消滅はありません。

【簡易生命保険にご加入のお客さまへのお願い】

ご加入されております簡易生命保険について、満期等を迎えているご契約がないか、保険料のお払込みがなく失効となってしまったご契約がないか、また、入院保険金などのご請求がお済みでないご契約がないか、今一度、保険証書をご確認の上、ご請求手続をお願いします。